

地域における薬局・薬剤師のあり方について

令和6年5月17日

厚生労働省 医薬局 総務課

健康サポート薬局、認定薬局など薬局の機能のあり方に関する課題

- 薬局薬剤師については、平成27年に厚生労働省が作成した「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬剤師・薬局の機能の推進、対物中心の業務から対人中心の業務へのシフトを図り、対人業務の強化や医療機関等との地域連携等を実現することとし、また、患者が自身に適した薬局を主体的に選択できるよう、健康サポート薬局、認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）制度により、一定の機能を有する薬局について表示又は名称を使用できる制度が導入されている。
- 一方、健康サポート薬局や認定薬局については薬局側に名称を使用（表示）できる以外のインセンティブがなく、また、利用者にとどのようなメリットがあるのか不明確であり、十分に活用されていない状況にあると考えられる。
- 特に、健康サポート薬局、地域連携薬局については、在宅対応を含むかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持つことを基準の一部としているなど共通している部分もあり、地域の中での位置付けや違いがわかりにくいとの指摘もなされている。
- 地域において求められる薬剤師サービスは、医薬品の供給拠点、在宅対応、夜間・休日の対応、健康サポート、新興感染症・災害等の有事対応、医薬品関連情報の発信、薬事衛生等が考えられるが、このような機能を薬局がどのように担うのか検討が必要。
- これらの薬剤師サービスを全ての薬局が個別に対応することは困難であり、地域全体で効率的・効果的に必要な薬剤師サービスを提供していく観点から、個々の薬局がかかりつけ薬剤師・薬局としての役割を果たす前提で、地域の薬局が連携して対応する仕組みを構築することが重要であると指摘されている。
- このような状況を踏まえ、健康サポート薬局、認定薬局について、患者等が利用する、医療関係者が連携する薬局を選定する際に有用となる制度となるよう、その機能や地域における役割・位置付けを改めて整理・明確化することが必要である。

第4回検討会（令和6年4月22日）における主な意見

■ 地域における薬局・薬剤師のあり方について

- 薬局の役割について、国民のニーズと機能が合っていれば口コミや医療機関からの推薦等もしやすいと考えるので、認定薬局等の制度に関わらないものも含め、どのようなニーズがあるのか整理すべき。
- 「患者のための薬局ビジョン」の薬局の姿についても、どうあるべきか議論し、手を入れ直すことも必要。
- 「患者のための薬局ビジョン」については共感するものであるが、「患者」を「生活者」に置き換えてもよいのではないか。日常生活で予防、未病の拠点が必要。未病の方に対する薬局の役割は何か考える必要がある。
- 制度が細かく分かれすぎると理解が難しくなり、現状、医療職種でも認識されていないものは当然国民にも伝わらず、周知すればよいというものではなく、認定等の類型の整理が必要。
- 健康サポート機能とは何かを具体的に示し、何ができる薬局かわかるようにするのがよい。健康サポートを進めることは重要であるが、供給側の視点が強いので、需要側の視点もうまく取り入れることが必要ではないか。
- 健康サポート薬局について、健康サポート機能だけ独立したものではなく、かかりつけ薬剤師・薬局としての基本的な機能ができており、それに健康サポート機能をつけるというものであることを踏まえた議論が必要。
- 健康サポート薬局を法律に位置付けることの検討も必要。
- 健康サポート薬局のロゴについて身近な薬局に掲示されることで周知されていくのではないか。
- 健康サポート薬局について成功事例やノウハウを横展開するために情報共有が必要である。
- 健康サポート機能については、保健指導に関する部分も大きく、それをどのように薬局に取り入れていくのかについて議論が必要。
- 認定薬局については医療機関との連携が重要。優良事例があれば共有いただくことで建設的な議論ができる。
- 認定制度により地域のハブを作り、無菌対応等ができない薬局は、対応できる薬局をハブとして活用してもらうという形を理解いただくことが必要と考える。
- 専門医療機関連携薬局について、がんの専門薬剤師の認定が必要だが、個人に付与されるものであり、企業として協力しにくいのではないか。

地域における薬局の機能・役割

薬局の利用者が薬剤師に相談したい事項について

- 薬局の利用者が薬剤師に相談しようと思う事項としては、処方された薬に関することが最も多く約半数であった。
- 市販薬や病気や体調について相談したいと回答した方はそれぞれ17.2%、16.4%であった。
- 食習慣、運動習慣について相談したいと回答した方は数%程度おり、他の年齢層と比べ70歳以上の高齢者が多かった。

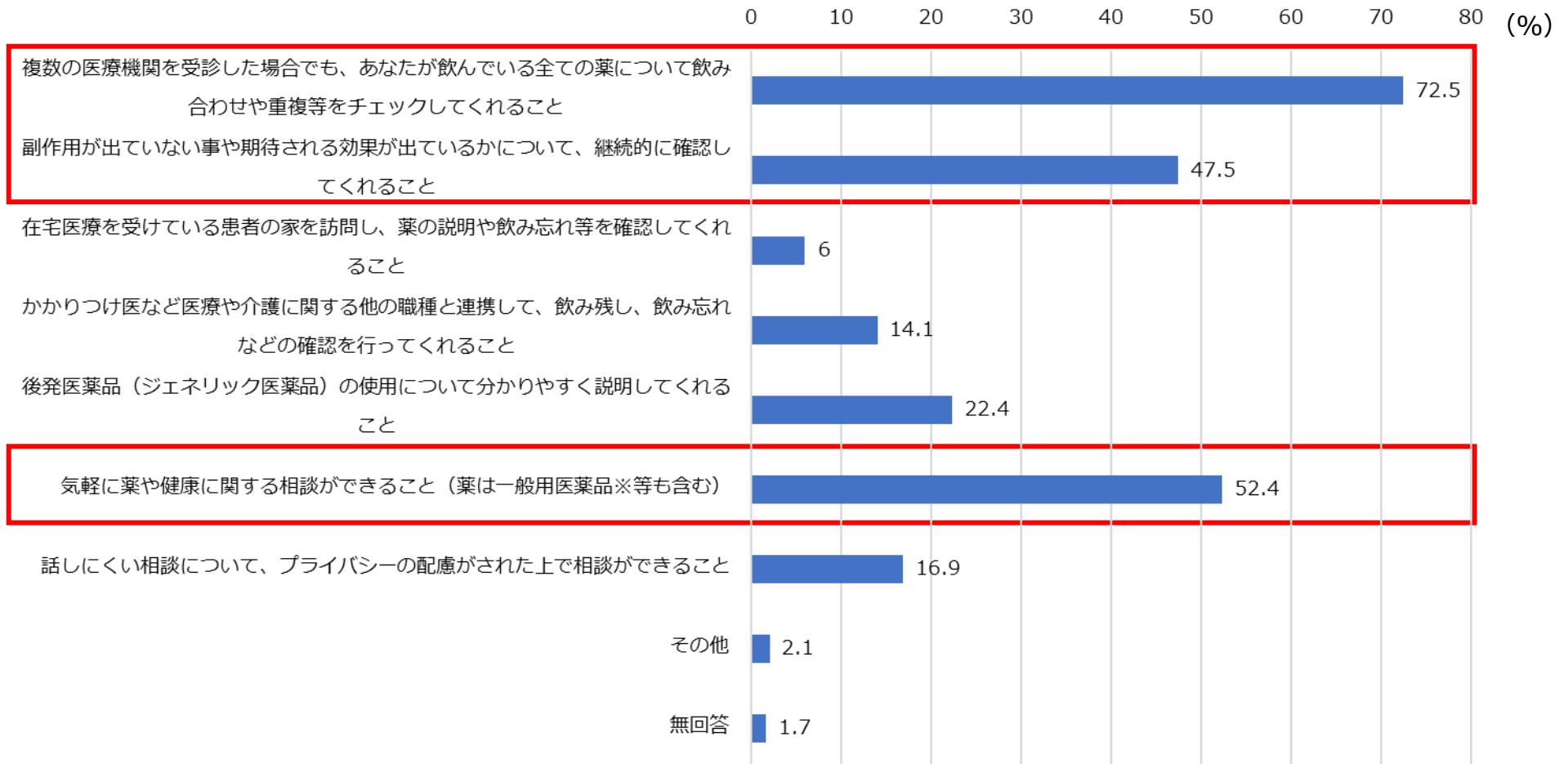
■ 薬局を利用した際に薬剤師に相談をしようと思う事項（令和2年10月）（複数回答）

	総数	18～29歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	
該当者数	1944	206	170	241	292	306	352	547	[人]
病院や診療所で処方された薬について	49.1	46.1	47.1	53.9	49.7	51.6	48	47	[%]
薬の飲み合わせについて	45.2	40.3	41.2	43.6	47.9	47.7	43.2	46.3	
市販薬について	17.2	18	16.5	22	18.8	16.3	17.6	14.3	
病気や体調について	16.4	12.6	11.8	13.7	14	10.5	17.9	22.7	
サプリメント・健康食品について	8.6	4.9	4.1	8.3	4.8	7.5	7.1	13.7	
薬代について	5.5	6.3	6.5	6.2	5.8	7.5	4.8	4	
食習慣について	4	3.9	4.1	1.7	1.4	2.6	4.5	6.8	
運動習慣について	1.9	2.9	2.9	0.8	0.7	0.7	2.3	3.1	
病院や診療所について	1.6	1.5	1.8	1.7	-	0.7	2	2.9	
その他	1.7	-	-	0.4	1.7	2.3	0.9	3.1	
特になし	22.1	28.2	27.6	24.5	21.9	22.9	23.9	17.2	
無回答	3.1	2.9	3.5	0.4	3.1	2.3	3.4	4.6	

出典：「薬局の利用に関する世論調査」（内閣府）をもとに厚生労働省医薬局総務課が作成

○ 患者が薬局に求める機能としては、薬の一元的・継続的な確認や気軽に健康相談を受けられることの回答が多かった。

■ 薬局に求める機能(複数回答、n=2,285)

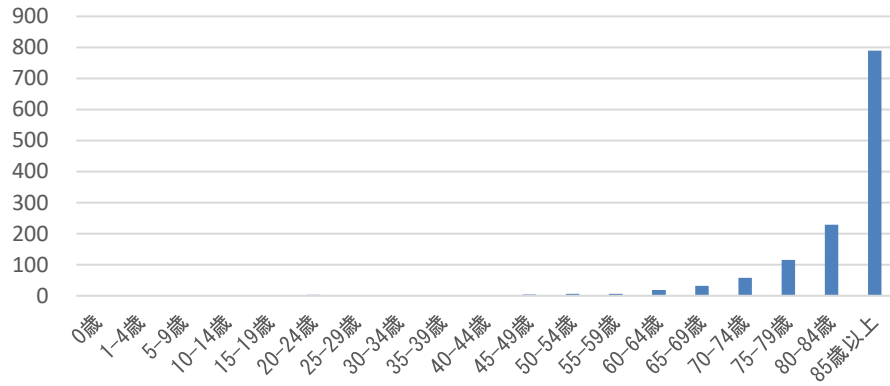


医療需要の変化③ 在宅患者数は、多くの地域で今後増加する

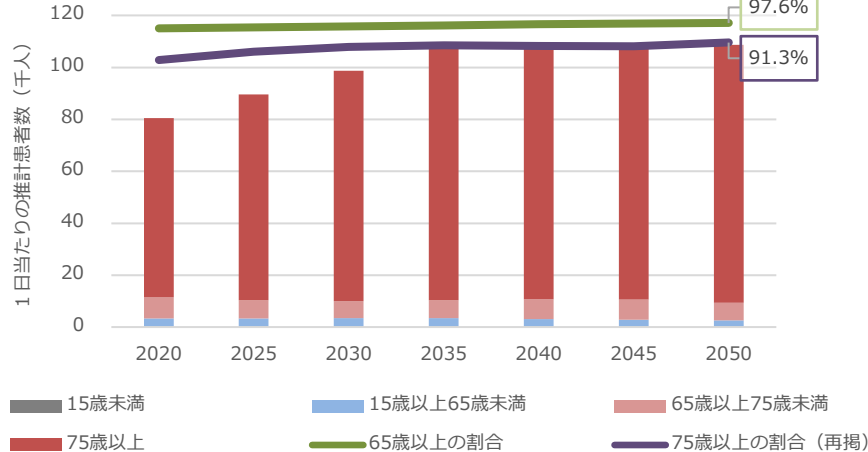
令和4年3月4日 第7回第8次医療計画等に関する検討会 資料1 (一部改)

- 全国での在宅患者数は、2040年以降にピークを迎えることが見込まれる。
- 在宅患者数は、多くの地域で今後増加し、2040年以降に237の二次医療圏において在宅患者数のピークを迎えることが見込まれる。

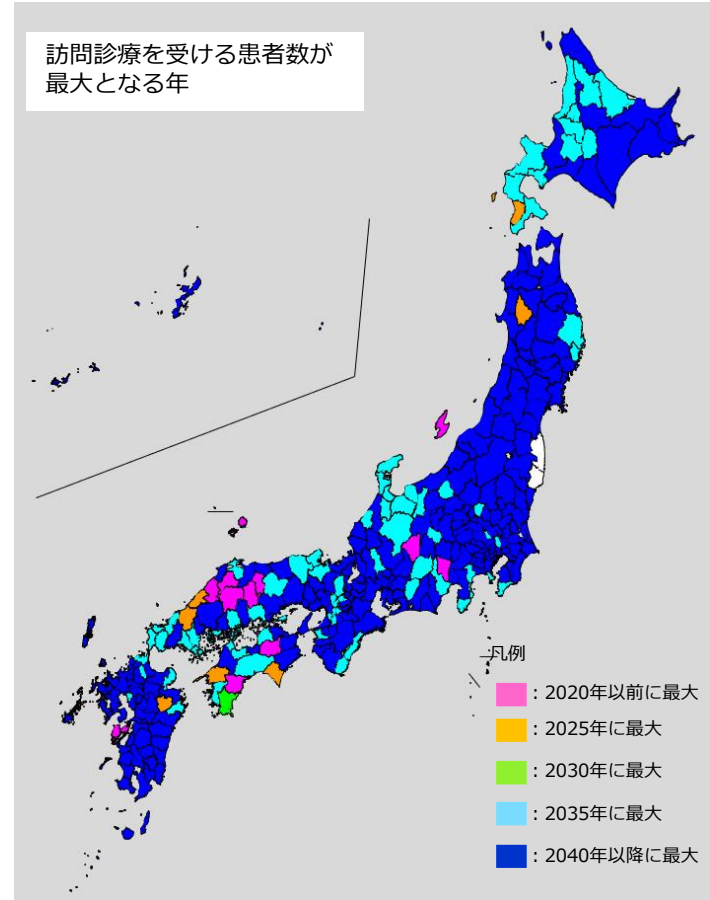
訪問診療受療率（人口10万対）



訪問診療利用者数推計



訪問診療を受ける患者数が最大となる年



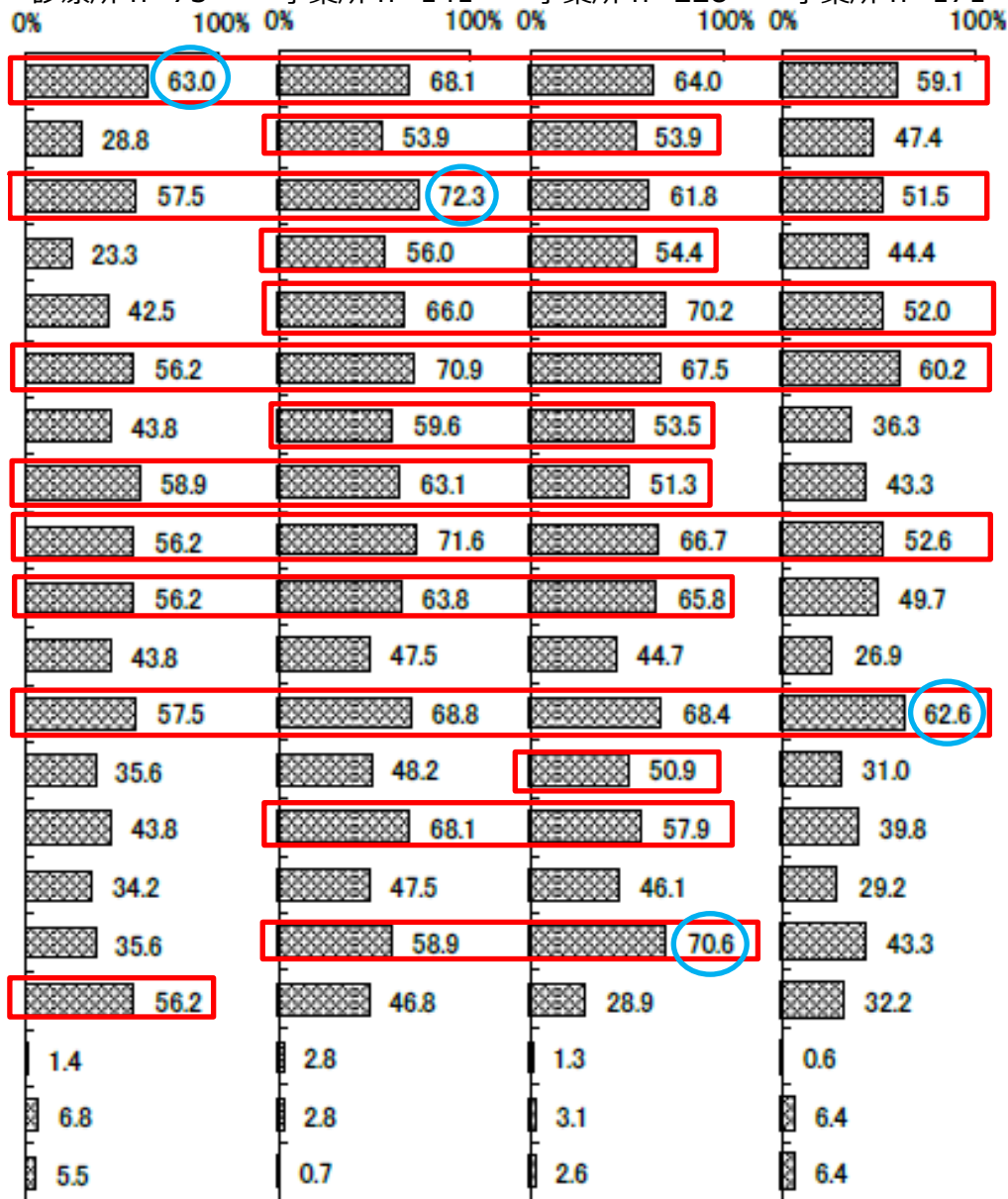
出典：厚生労働省「患者調査」（2017年）、総務省「住民基本台帳人口」（2018年）、「人口推計」（2017年）及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」を基に厚生労働省医政局地域医療計画課において推計。

※ 二次医療圏の患者数は、当該二次医療圏が属する都道府県の受療率が各医療圏に当てはまるものとして、将来の人口推計を用いて算出。

※ 福島県は相双、いわきの2医療圏を含む浜通り地域が一体として人口推計が行われているため、地域別の推計を行うに当たっては、これらの2地域を除く333の二次医療圏について集計。

在宅業務に携わる薬剤師に対して要望すること

在宅療養支援診療所 n=73 訪問看護事業所 n=141 居宅介護支援事業所 n=228 訪問介護事業所 n=171



「患者のための薬局ビジョン」 ～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

平成27年10月23日公表

健康サポート薬局

健康サポート機能

- ☆ 国民の**病気の予防**や**健康サポート**に貢献
 - ・ 要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
 - ・ 健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等

高度薬学管理機能

- ☆ **高度な薬学的管理ニーズ**への対応
 - ・ 専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援 等

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導

- ☆ **副作用**や**効果**の継続的な確認
- ☆ **多剤・重複投薬**や**相互作用の防止**
 - ICT（電子版お薬手帳等）を活用し、
 - ・ 患者がかかる**全ての医療機関の処方情報を把握**
 - ・ 一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

- ☆ **夜間・休日、在宅医療**への対応
 - ・ **24時間**の対応
 - ・ **在宅患者**への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

- ☆ 処方内容の照会・処方提案
- ☆ 副作用・服薬状況のフィードバック
- ☆ 医療情報連携ネットワークでの情報共有
- ☆ 医薬品等に関する相談や健康相談への対応
- ☆ 医療機関への受診勧奨

地域における薬剤師の役割（地域の実情に応じた薬剤師サービス等の提供の検討） （「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ とりまとめ」より抜粋）

4. 地域における薬剤師の役割

（3）地域の実情に応じた薬剤師サービス等の提供体制の検討

○ 地域において求められる薬剤師サービスとしては、

- ・ 医薬品の供給拠点（患者に必要な医薬品について、適切な薬学的管理・指導、服薬指導とともに提供する。要指導・一般用医薬品を含む。）
- ・ 夜間、休日の対応
- ・ 健康サポート（セルフケアの啓発を含む。）
- ・ 新興感染症、災害等の有事への対応
- ・ 在宅対応（無菌調剤、麻薬調剤等を含む。）
- ・ 医薬品関連情報の発信（症例検討会、勉強会の実施・参加等を含む。）
- ・ 薬事衛生（医薬品・医療機器の正しい使い方の説明、学校薬剤師、薬物濫用の防止等）

などが考えられる。

○ このような薬剤師サービスを全ての薬局が個別に対応することは困難であり、また、新興感染症、災害時等の有事への対応等、地域全体で効率的・効果的に提供すべき薬剤師サービスもある。このように、薬剤師サービスを地域全体で提供していくという観点も必要であり、地域の実情に応じた体制の構築について、自治体の関係部局及び関係団体等が協議・連携して取り組むことが重要である。またこの前提として、地域において、薬剤師サービスの必要量やリソース等を把握することが必要である。

○ このため、地域において、地域医療に必要な機能を把握するとともに、自治体や医療関係者が協議の場を持ち、必要な薬剤師サービスの確保策を検討する仕組みを構築すべきである。なお、当該地域での検討においては、地域の薬剤師会が中心的な役割を担うとともに、会員・非会員を問わず地域の薬局が協力し、議論を行う必要がある。

論点：薬局に求められる機能・役割のあり方について

論点

- 地域における薬局の機能・役割について、個々の薬局としての基本的な機能・役割として必要と考えられるもの（どの薬局を利用しても受けることができる薬局のサービス）は何か。
- 地域全体で確保する機能・役割は何か。そのうち、輪番による対応が必要なもの、拠点となる薬局が必要となるものは何か。

※ 上記2点については事務局のたたき台を次ページ以降に示している。

- 地域全体で確保する機能・役割を踏まえると、「健康サポート機能」を担う薬局、「在宅対応」を担う薬局を地域で確保することが重要と考えられるが、健康サポート薬局と地域連携薬局の役割や位置付けを改めて整理・明確化し、これらの機能を担わせることについてどう考えるか。

検討のたたき台：薬局に求められる機能・役割のあり方について

薬局の機能・役割	個々の薬局としての基本的な機能	地域全体で確保する機能
<p>● 調剤、服薬指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤、疑義照会 ・薬剤提供 ・薬剤情報提供 ・服薬情報の一元的・継続的把握、それに基づく薬学的管理指導（フォローアップ） ・残薬整理、服薬支援 ・医療機関等への情報提供 ・電子処方箋による調剤 ・オンライン服薬指導 ・薬剤レビュー ・リフィル処方箋による調剤 	<p>○ 原則、「調剤、服薬指導」に係る項目すべて</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 医療用麻薬や無菌製剤処理が必要なもの等、一部の医薬品を除き調剤、薬剤提供が可能であること（別項目参照） ※ 薬剤レビューについては、今後、対人業務の充実を推進する中で対応できる薬局を増やす必要がある。 	
<p>● 在宅対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の状態に応じた調剤（一包化、簡易懸濁法、無菌調剤等）、薬剤配送 ・医療用麻薬の調剤・管理（廃棄含む） ・医療材料、衛生材料の供給 ・在宅訪問薬剤管理指導、服薬支援、残薬管理、フォローアップ ・医師、訪問看護師、ケアマネージャー等への情報共有 ・往診同行、処方提案 ・入退院時の医療機関との情報共有 ・夜間・休日を含む臨時の訪問指示に係る対応（在宅訪問薬剤管理指導を実施していない在宅患者への臨時の対応） 	<p>○ 当該患者が「かかりつけ」としている薬局・薬剤師が担うことが基本。その上で、当該薬局が対応できない場合には、在宅対応が可能な薬局と連携して対応することが必要。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○ 「在宅対応」に係る項目すべて</p>
<p>● 医療用麻薬調剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤、服薬指導 ・医療用麻薬の管理（保管・廃棄） ・PCAポンプの調剤、適正使用のための指導等 	<p>○ 当該患者が「かかりつけ」としている薬局・薬剤師が調剤することが基本。その上で、対応可能品目数の都合等により応需困難な場合には他薬局からの融通や、調剤可能な薬局と連携して対応することが必要。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○ 医療用麻薬調剤、一定の種類在庫の確保、他薬局への融通</p>

検討のたたき台：薬局に求められる機能・役割のあり方について

薬局の機能・役割	個々の薬局としての基本的な機能	地域全体で確保する機能
<p>●夜間・休日対応（外来）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処方箋応需、調剤 ・相談対応 		<p>○夜間・休日対応</p> <p>※ 輪番制による対応（地域により個々の薬局で対応可能な場合もあると考えられる）。</p>
<p>●無菌製剤処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無菌製剤処理の実施 	<p>※ 自薬局で対応していない場合は、無菌製剤処理が対応可能な薬局を紹介する等の対応が必要。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○無菌製剤処理（必要な設備を有していること）。</p> <p>※ 無菌調剤室を有し、他薬局が共同利用でできることが望ましい。</p>
<p>●高度薬学管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な薬物療法において、高度な専門知識、臨床経験を有する薬剤師による薬学的管理ニーズへ対応 	<p>※ 高度薬学管理が必要な患者について対応できる薬局を紹介できることが望ましい。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○高度薬学管理機能</p>
<p>●健康サポート機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要指導医薬品・一般用医薬品、いわゆる健康食品に関する相談対応、販売 ・介護用品・特別用途食品の販売 ・健康・介護に関する相談対応 ・受診勧奨 ・関係機関（地域包括支援センター等）の紹介 ・地域住民向けの健康サポートの取組の実施 ・セルフケア・セルフメディケーションの啓発（情報発信等） 	<p>○医薬品の適正使用にかかる要指導医薬品、一般用医薬品、いわゆる健康食品に関する相談対応。</p> <p>○利用者の求める要指導医薬品、一般用医薬品等の販売を行うことが基本。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○健康サポート機能</p> <p>※ かかりつけの医師と連携して、要指導医薬品・一般用医薬品、いわゆる健康食品に関する相談対応が可能であること（必要に応じ受診勧奨等を実施）。</p> <p>※ 要指導医薬品、一般用医薬品について、ニーズが高くないものも販売していること。</p> <p>※ 地域の関係機関と連携し、必要に応じ紹介する、紹介されるなどの対応を実施。</p>
<p>●災害・新興感染症等有事の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地への薬剤師派遣、避難所等における医薬品供給 ・被災者からの医薬品等に関する相談対応 ・自宅・宿泊療養者等への薬剤提供、服薬指導等、医師との連携による健康観察 ・ワクチン接種にかかる対応（薬剤調整等） 	<p>※ 災害・新興感染症発生時には必要な薬局サービスの提供の維持に努めることが必要。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○災害対応（医療機関、他薬局等の支援）</p> <p>○新興感染症対応（第二種協定指定医療機関）</p> <p>※ 被災地への薬剤師派遣等の有事における薬剤師人材の提供等については、拠点ではなく地域薬剤師会が中心となって対応することが必要。</p>

※ 上記の他、薬局の機能・役割として、薬事衛生、情報発信等がある。個々の薬局の機能としては、医薬品、医療機器の適正使用に関する説明の実施等が求められる。また、地域において学校薬剤師の確保や研修会等の実施などの確保が求められる。

參考資料

第1回検討会（令和5年12月25日）における主な意見 （認定薬局、健康サポート薬局など薬局機能のあり方について）

■ 第1回検討会における主な意見

- 「患者のための薬局ビジョン」をまとめて以降、薬機法改正もあった中で、どのように薬局・薬剤師の業務が変わっていったのかも踏まえて、個々の薬局の機能・役割について、もっと新しい考え方がないのか検討が必要ではないか。
- 患者が普段利用している薬局ではできないことについて、地域の健康サポート薬局や地域連携薬局に頼って対応できるようにすることが重要であり、そのような観点で要件の見直し等も含めながら、地域連携薬局と健康サポート薬局の在り方を検討していただきたい。
- 健康サポート薬局や認定薬局については、制度の背景や目的を踏まえて議論することが必要。
- 健康サポート薬局、認定薬局については、国民がほとんど認知していない。国民のための、国民が選ぶための薬局機能という視点で検討が必要。

薬剤師・薬局関連の動き

年度	薬局関連
H27	患者のための薬局ビジョン策定（10月）
H28	健康サポート薬局届出開始（10月）
H29	
H30	薬剤師の需給推計（厚生科学研究費）
R1	調剤業務のあり方に関する通知（4月） 薬機法改正公布（12月） ※継続的服薬指導、認定薬局など
R2	継続的服薬指導義務 施行（9月） 薬剤師の需給動向把握事業（予算）
R3	薬剤師の将来需給推計公表（6月） 薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ（6月） 認定薬局 施行（8月） 地域医療介護総合確保基金の薬剤師確保用途の明確化（12月）
R4	薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ（7月）
R5	薬剤師偏在指標公表（6月） 薬剤師確保計画ガイドライン公表（6月） 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会（12月～）
R6（予定）	第8次医療計画（薬剤師確保、在宅）

薬剤師の業務に関する規定の見直し ー対人業務の充実ー

主な対人業務

処方内容のチェック（重複投与・飲み合わせ）、処方提案

調剤時の情報提供、服薬指導

調剤後の継続的な服薬指導、服薬状況等の把握

服薬状況等の処方医等へのフィードバック

在宅訪問での薬学的管理



➡ **調剤時に加えて、調剤後の服薬指導、継続的な服薬状況等の把握も義務として規定**

➡ **努力義務として規定**
(医療法においても、医師から薬剤師等に対して同様の規定あり)

主な対物業務

処方箋受取・保存

調製(秤量、混合、一包化)

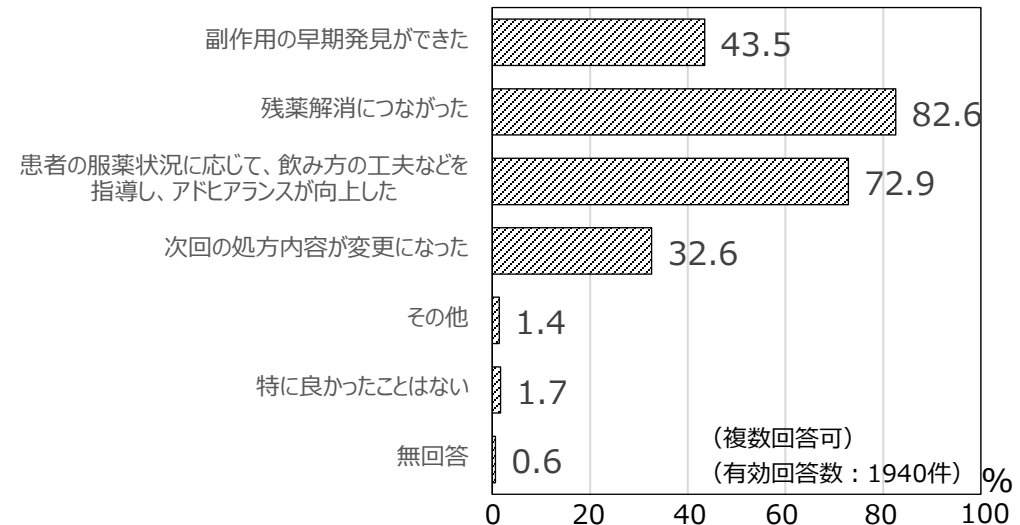
薬袋の作成

監査（交付する薬剤の最終チェック）

薬剤交付

在庫管理

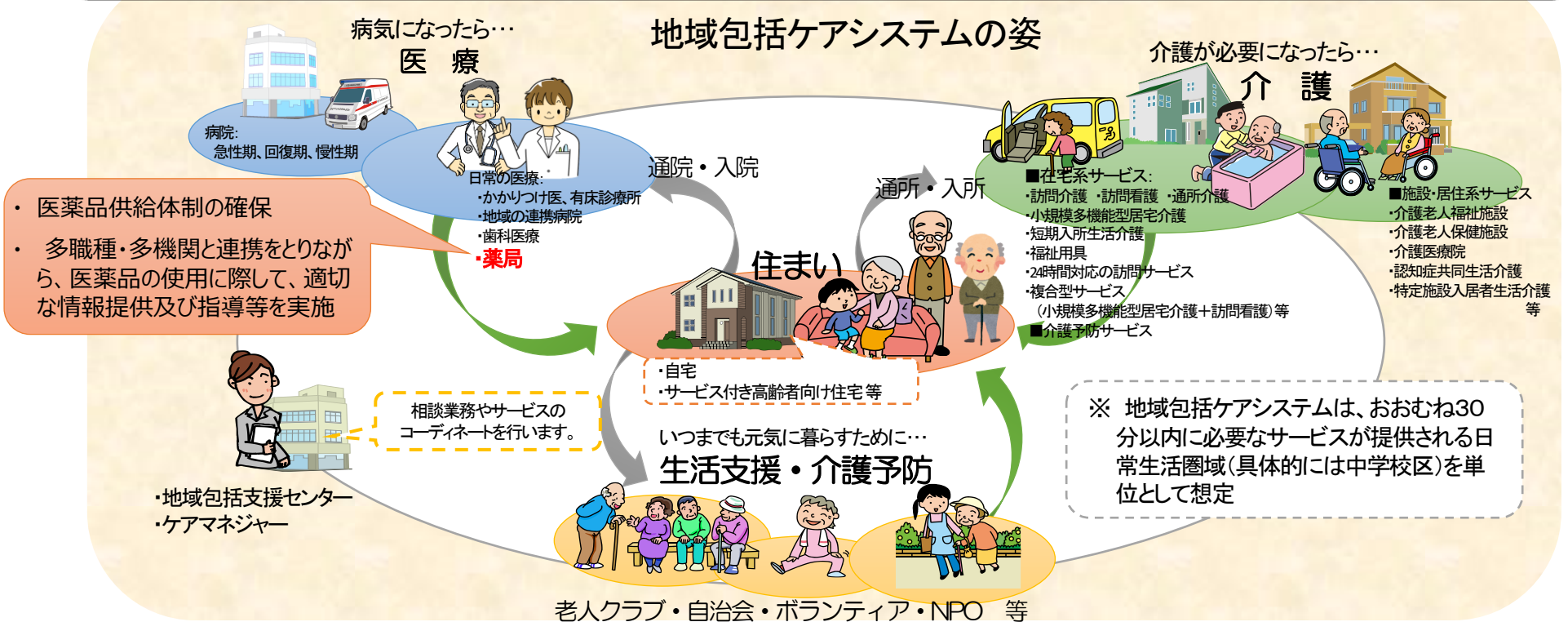
● 調剤後に患者情報を継続的に把握する取組を行っていて良かったこと



(平成30年度「かかりつけ薬剤師・薬局に関する調査」の薬局調査より)

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



総合確保方針（令和5年3月17日一部改正）の概要

医療介護総合確保法に基づき、地域における医療・介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）を策定（2014年策定、'16・'21・'23年一部改正）。当該方針に即して、医療計画・介護保険事業（支援）計画の基本方針・指針を策定

総合確保方針の意義

- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年、その後の生産年齢人口の減少の加速等を見据え、患者・利用者など国民の視点に立った医療・介護の提供体制を構築。自立と尊厳を支えるケアを実現。

基本的方向性

（1）「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築

地域医療構想の推進、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、地域包括ケアシステムの深化・推進（認知症施策の推進、総合事業や介護予防の充実等）など

（2）サービス提供人材の確保と働き方改革

医療従事者の働き方改革の取組、タスク・シフト、チーム医療の推進、復職支援、介護現場の生産性向上・働く環境改善の取組など

（3）限りある資源の効率的かつ効果的な活用

全世代型の社会保障制度の構築、医療・介護の効果的・効率的な提供、介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化、ケアマネジメントの質の向上など

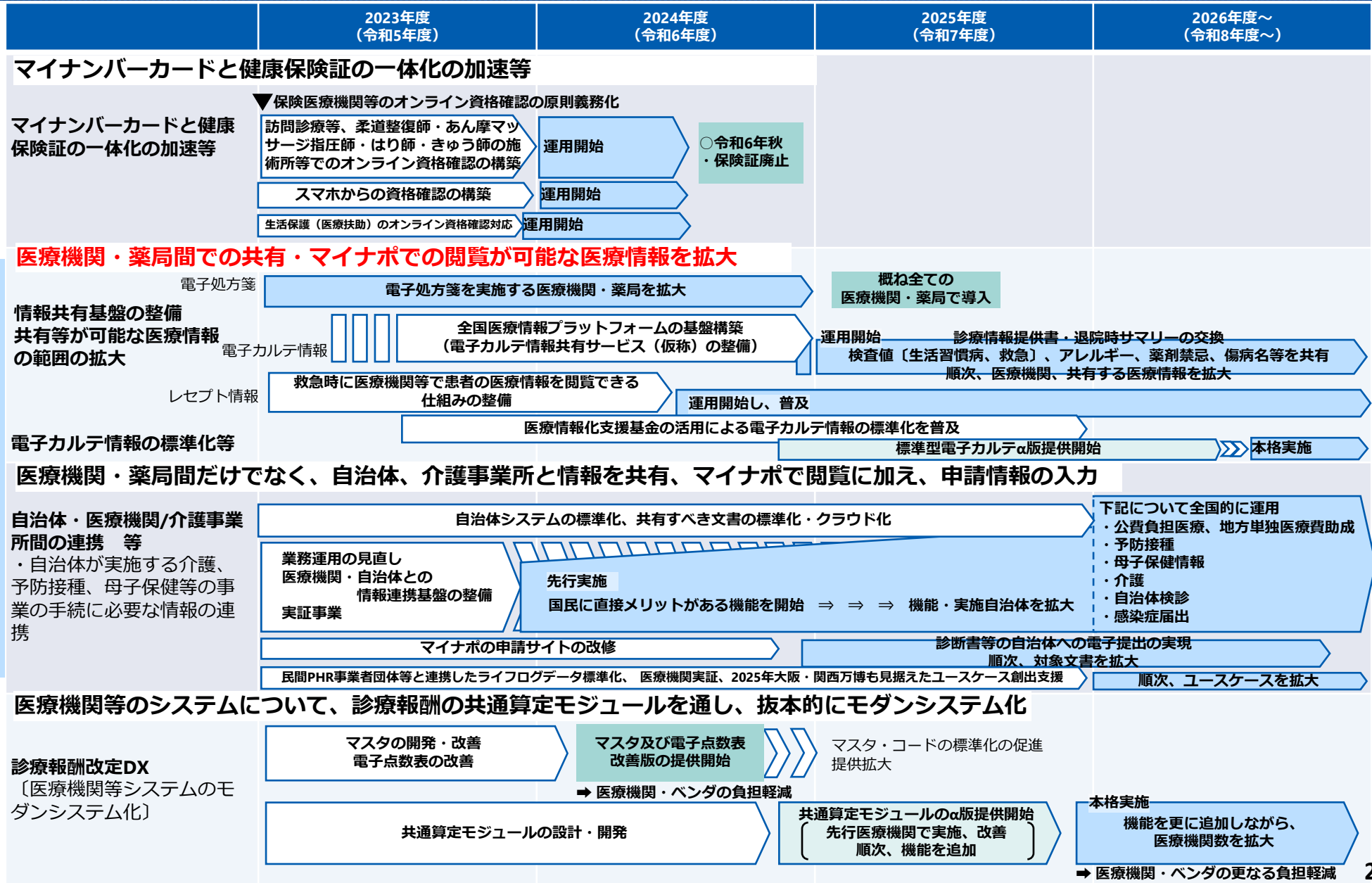
（4）デジタル化・データヘルスの推進

全国医療情報プラットフォームの創設、NDBと公的DB等との連結解析、EBPMの推進など

（5）地域共生社会の実現

地域の包括的な支援体制の構築、いわゆる社会的処方への活用、住まいの確保、地域の多様な主体との連携など

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



全国医療情報プラットフォームの構築

第4 具体的な対応の方向性④ 地域における薬剤師の役割 (とりまとめP21～P31)

- 地域における薬剤師の役割を推進するために、
 - (1) 地域の関係者と連携した対人業務、
 - (2) セルフケア・セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務、
 - (3) 地域で求められる多岐にわたる薬剤師サービス^(注)のすべてを単独の薬局が有することは容易ではなく、地域全体で必要な薬剤師サービスを提供していくという視点も必要、
 という観点を踏まえて、取組を検討した。

(注) 医薬品の供給拠点、夜間・休日の対応、健康サポート機能、新興感染症・災害等の有事の対応、在宅対応、医薬品関連情報の発信、薬事衛生等

具体的な対策（アクションプラン）（例）

(1) 他職種及び病院薬剤師との連携

① 退院時のカンファレンス等への参加の促進

病院の地域連携室等との連絡体制の構築や、薬局間の調整を行うことが有用。

② 他の医療提供施設への情報の発信

携帯型ディスプレイPCA用ポンプの取扱いの有無等、各薬局が対応可能な在宅業務を発信する仕組みを構築すべき。

③ 様式の設定

連携に必要な文書の様式（薬剤管理サマリー、トレーシングレポートなど）を地域で定める。

(2) 健康サポート機能の推進

① 健康サポート機能のエビデンスの収集・周知

健康サポート機能の目的を明確にし、その機能が地域住民に与える効果についてエビデンスを収集・周知すべき。

② 自治体等と連携した取組

患者の認知度を高め、その取組を地域全体に均てん化するため、自治体等と連携した取組を行うべき。

(3) 地域の実情に応じた薬剤師サービス等の提供体制の検討

① 薬局間の連携

- 薬局間の円滑な連携を調整するため、まとめ役となる薬局が必要。地域連携薬局の要件の拡充又は発展型（機能強化型）として検討を進めるのはどうか。

※ 薬局間連携のあり方としては、以下のような場合が考えられる。

パターン1：人的・物的リソースが豊富な薬局が多くの機能を担い、その機能を各薬局に提供する。

パターン2：人的・物的リソースが豊富でないものの、他の薬局と連携して機能を補完しあう。

※ 薬局間連携は個別の薬局の事情や考えに依存するのではなく、公共的な役割の観点が必要。このため、まとめ役となる薬局は、地域の薬剤師会や自治体と密に連携することが必要。

② 新興感染症、災害等の有事への対応

- 行政、医師会、薬剤師会等が連携し、有事の体制を検討する必要がある。
- 薬局間連携により、効率的・効果的に必要なサービスを提供する観点が必要。また、まとめ役となる薬局を自治体や関係団体があらかじめ把握しておくことが迅速な対応に繋がる。

③ へき地・離島等への対応

- 将来的には医療計画かそれに相当する行政計画に基づき、各地域において対応すべきであり、そのために必要な情報の整理等を進めるべき。

地域連携強化による薬局の多様化（イメージ）

R4. 4. 19 第4回薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG 資料2-1

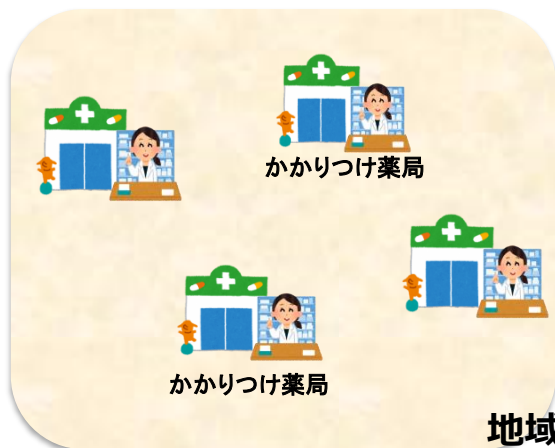
- 小規模の薬局では単独で全ての役割を担うことが困難になる。
- ①地域連携による分担、②ICT技術の活用等により、業務が効率化されれば、**処方箋受付時以外の対人業務の充実が期待される。**
- 処方箋受付時以外の対人業務は様々であり、**薬局ごとに特色のある薬剤師メニューを提供することが可能となる。**これにより、**特色のある薬局が増加し、患者の選択肢も増加する。**

（多様な薬剤師サービスのイメージ）

薬剤レビュー、医療的ケア児・緩和ケア等の在宅対応、糖尿病患者への説明、セルフケア支援、コミュニティスペース、栄養サポート、検査 等

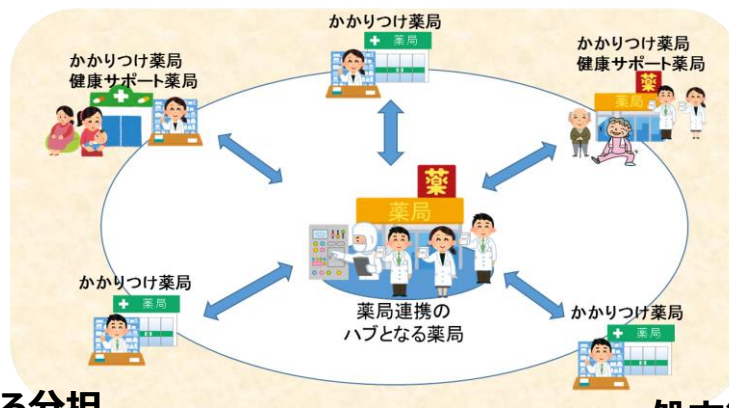
1. 小規模薬局の現状

・小規模薬局が単独で全ての役割を担うことが困難



2. 地域の薬局間の連携の推進

・ICT技術の活用や地域連携による分担により業務効率化



地域連携による分担
ICT技術の活用

3. 特色のある薬局の増加

・多様な薬剤師メニューの提供が可能に

（対人メニューの例示）

- ・ 薬剤レビュー
- ・ 様々な在宅対応（医療的ケア児、緩和ケア等）
- ・ 糖尿病患者への説明（食生活、運動習慣等の重要性等）
- ・ セルフケア支援
- ・ コミュニティスペース
- ・ 栄養サポート
- ・ 検査
- ・ 認知症ケア

処方箋受付時以外の
対人業務の充実

地域連携メニューの例示：

医薬品の融通、輪番、症例検討会・勉強会、対物業務の効率化の取組み、医療機関との調整（例：退院調整）等

健康サポート機能の推進

薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ（令和4年7月11日）

第4 具体的な対策

4. 地域における薬剤師の役割

（2）健康サポート機能の推進

- 地域における薬局の役割として、住民の健康維持・増進を支援する取組も期待されており、要指導・一般用医薬品の情報提供を含め、気軽に住民等が健康相談等できるよう、健康サポート機能の強化が必要である。
- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局として、平成28年10月に健康サポート薬局の届出制度が開始された。しかしながら、届出数は少なく、令和元年の薬機法改正の附帯決議においても、「健康サポート薬局の届出数が少数にとどまっている現状を踏まえ、その要因を分析して検討し、必要な対策を講ずること。」とされている。
- 内閣府の調査では、健康サポート薬局の認知度は約8%と極めて低い。また、健康サポートという言葉は抽象的であり、住民にとって何をアウトカムにしているのかが不明確である。このため、健康サポート機能の目的を明確にするとともに、その機能が住民にどのような影響を与えているかエビデンスを収集し、その効果を住民に周知すべきである。
- また、健康相談等の健康サポート機能が患者に認知され、またその取組が地域全体に普及するためには、個々の薬局の取組だけではなく、自治体等と連携した地域全体の取組を行うべきである。
- なお、このような活動の具体例としては、
 - ・自治体や保険者が行う健康づくりのための事業
 - ・要指導・一般用医薬品の購入希望者への必要な受診勧奨
 - ・糖尿病の重症化予防
 - ・禁煙支援等の健康増進の施策などが考えられる。

健康サポート薬局



- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、
- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局
- 都道府県知事等に届出を行い、薬局機能情報提供制度に基づき公表。

※平成28年10月から届出開始。令和6年3月末現在、3,195薬局が届出

地域包括ケアシステムにおける地域住民の身近な健康の相談相手

※「積極的な支援」とは

- ① 医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言
- ② 地域住民の身近な存在として健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、適切な専門職種や関係機関に紹介
- ③ 率先して地域住民の健康サポートを実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援も実施

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

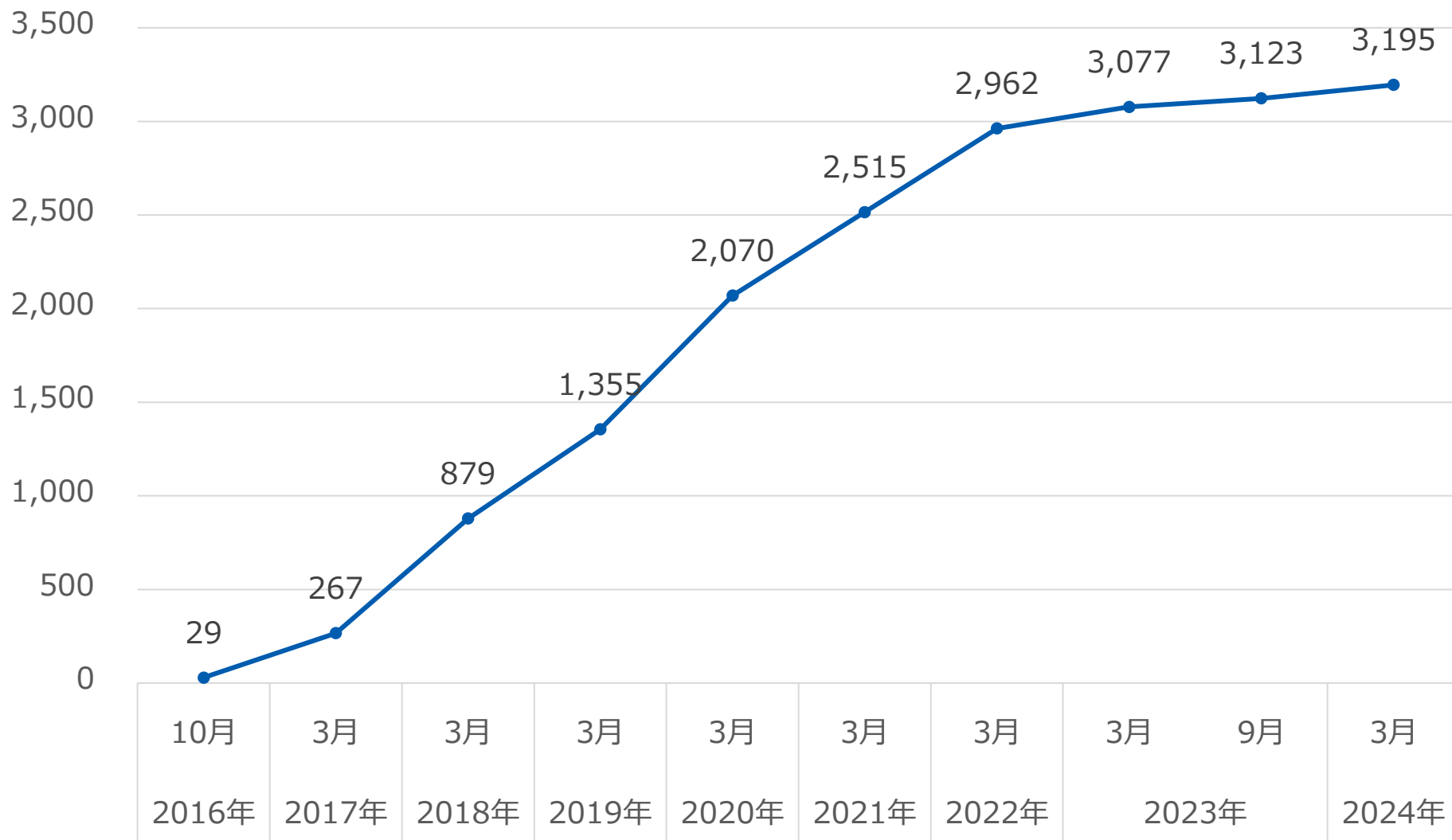
- ① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 24時間対応、在宅対応
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

健康サポート機能

- ① 地域における連携体制の構築
- ② 薬剤師の資質確保
- ③ 薬局の設備
- ④ 薬局における表示
- ⑤ 要指導医薬品等の取扱い
- ⑥ 開局時間
- ⑦ 健康相談・健康サポート

健康サポート薬局の届出数の推移（2016年10月～）

■ 健康サポート薬局の届出数



参考：2022年3月末時点の薬局数 62,375（令和4年度衛生行政報告例）

健康サポート薬局の要件について①

1. かかりつけ薬局としての基本的機能

①	かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制	○ 患者が当該薬局においてかかりつけ薬剤師を適切に選択することができるような業務運営体制を整備していること。
②	服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載	○ 患者が受診している全ての医療機関を把握し、要指導医薬品及び一般用医薬品を含めた医薬品を服用している情報等を一元的かつ継続的に把握するよう取り組み、薬剤服用歴の記録を適切に行うこと。
③	懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ	○ 残薬管理及び確実な服用につながる指導を含め、懇切丁寧な服薬指導及び副作用等の状況把握を実施するよう取り組むこと。
④	お薬手帳の活用	○ 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割を説明した上で、その活用を促していること及び一人の患者が複数のお薬手帳を所持している場合には、当該お薬手帳の集約に努めること。
⑤	かかりつけ薬剤師・薬局の普及	○ かかりつけ薬剤師・薬局を持たない患者に対し、薬剤師が調剤及び医薬品の供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶよう促していること。
⑥	24時間対応	○ 開店時間外であっても、かかりつけ薬剤師が患者からの相談等に対応する体制を整備していること。
⑦	在宅対応	○ 過去1年間に在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。
⑧	疑義照会等	○ 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の提供及びそれに基づく処方提案に適切に取り組むこと。
⑨	受診勧奨	○ 利用者から要指導医薬品・一般用医薬品に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医と連携して状況を確認するなど受診勧奨に適切に取り組むこと。
⑩	医師以外の多職種との連携	○ 利用者からの健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他行政機関並びに介護予防サービス及び日常生活支援総合事業の実施者その他の連携機関への紹介に取り組むこと。

健康サポート薬局の要件について②

2. 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

①	受診勧奨	○ 利用者から要指導医薬品・一般用医薬品に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医と連携して状況を確認するなど受診勧奨に適切に取り組むこと。
②	連携機関の紹介	○ 利用者からの健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他行政機関並びに介護予防サービス及び日常生活支援総合事業の実施者その他の連携機関への紹介に取り組むこと。
③	地域における連携体制の構築とリストの作成	○ 地域の一定範囲内で、医療機関その他の連携機関とあらかじめ連携体制を構築した上で、連絡先及び紹介先の一覧表を作成していること。
④	連携機関に対する紹介文書	○ 利用者の同意が得られた場合に、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に文書（電磁的記録媒体を含む。）により提供するよう取り組むこと。
⑤	関連団体等との連携及び協力	○ 地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員協会その他の関連団体と連携及び協力した上で、地域の行政機関及び医師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等に積極的に参加すること。

3. 健康サポート薬局に係る研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐

- 要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了した薬剤師が常駐していること。

4. 個人情報に配慮した相談窓口

- 間仕切り等で区切られた相談窓口を設置していること。

5. 薬局の外側と内側における表示

- 健康サポート薬局である旨並びに要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言及び健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨を当該薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。
- 当該薬局で実施している国民による主体的な健康の保持増進の支援の具体的な内容について、当該薬局において分かりやすく提示すること。

健康サポート薬局の要件について③

6. 要指導医薬品・一般用医薬品、介護用品等の取扱い

- 要指導医薬品・一般用医薬品、衛生材料及び介護用品等について、利用者自らが適切に選択できるよう供給機能及び助言を行う体制を有しており、かつ、その際、かかりつけ医との適切な連携及び受診の妨げとならないよう、適正な運営を行っていること。
- 要指導医薬品・一般用医薬品又は健康食品等に関する相談を受けた場合には、利用者の状況並びに当該要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

7. 開店時間

- 平日の営業日において連続して開店しており、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日において一定時間開店していること。

8. 健康サポートの取組

①	健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成	<ul style="list-style-type: none">○ 要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言並びに健康の保持増進に関する相談に対応すること。○ 販売内容及び相談内容（受診勧奨及び医療機関その他の連携機関への紹介の内容を含む。）を記録した上で、当該記録を一定期間保存していること。
②	健康サポートに関する具体的な取組の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 国民による主体的な健康の保持増進の支援に関する具体的な取組を積極的に実施していること。
③	健康サポートに関する取組の周知	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の薬剤師会等を通じること等により当該薬局における取組を発信すると同時に、必要に応じて、地域の他の薬局の取組を支援していること。
④	健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布	<ul style="list-style-type: none">○ 国、地方自治体及び医学薬学等に関する学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示又はパンフレットの配布により、啓発活動に協力していること。

健康サポート薬局の要件について④

(要指導医薬品・一般用医薬品の基本的な薬効群)

- 要指導医薬品・一般用医薬品は、基本的な薬効群を少なくとも1品目以上備蓄しなければならない。
- 薬効群は、(独)医薬品医療機器総合機構の一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書検索システムに記載されているものである。

- | | |
|--|-----------------------------------|
| 1 かせ薬(内用) | 25 その他の滋養強壮保健薬 |
| 2 解熱鎮痛薬 | 26 婦人薬 |
| 3 催眠鎮静薬 | 27 その他の女性用薬 |
| 4 眠気防止薬 | 28 抗ヒスタミン薬主薬製剤 |
| 5 鎮うん薬(乗物酔防止薬、つわり用薬を含む。) | 29 その他のアレルギー用薬 |
| 6 小児鎮静薬(小児五疳薬等) | 30 殺菌消毒薬(特殊絆創膏を含む) |
| 7 その他の精神神経用薬 | 31 しもやけ・あかぎれ用薬 |
| 8 ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬 | 32 化膿性疾患用薬 |
| 9 制酸薬 | 33 鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬(パップ剤を含む) |
| 10 健胃薬 | 34 みずむし・たむし用薬 |
| 11 整腸薬 | 35 皮膚軟化薬(吸出しを含む) |
| 12 制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの | 36 毛髪用薬(発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等) |
| 13 胃腸鎮痛鎮けい薬 | 37 その他の外皮用薬 |
| 14 止瀉薬 | 38 一般点眼薬、人工涙液、洗眼薬 |
| 15 瀉下薬(下剤) | 39 抗菌性点眼薬 |
| 16 浣腸薬 | 40 アレルギー用点眼薬 |
| 17 強心薬(センソ含有製剤等) | 41 鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬 |
| 18 動脈硬化用薬(リノール酸、レシチン主薬製剤等) | 42 口腔咽喉薬(せき、たんを標榜しないトローチ剤を含む) |
| 19 その他の循環器・血液用薬 | 43 口内炎用薬 |
| 20 鎮咳去痰薬 | 44 歯痛・歯槽膿漏薬 |
| 21 含嗽薬 | 45 禁煙補助剤 |
| 22 内用痔疾用剤、外用痔疾用剤 | 46 漢方製剤、生薬製剤(他の薬効群に属さない製剤)、生薬主薬製剤 |
| 23 その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬 | 47 消毒薬 |
| 24 ビタミン主薬製剤、ビタミンA主薬製剤、ビタミンD主薬製剤、ビタミンE主薬製剤、ビタミンB1主薬製剤、ビタミンB2主薬製剤、ビタミンB6主薬製剤、ビタミンC主薬製剤、ビタミンAD主薬製剤、ビタミンB2B6主薬製剤、ビタミンEC主薬製剤、ビタミンB1B6B12主薬製剤、ビタミン含有保健薬(ビタミン剤等)、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤 | 48 殺虫薬 |

健康サポートに関する具体的な取組

- 健康サポート薬局の要件として、月1回程度、積極的な健康サポートの取組を実施することとされており、健康サポートに関する様々な取組が行われている。

〈主な取組〉

〈取組の周知方法〉

開催形式	開催内容	開催場所
相談形式 ・○○相談会 医療・健康等に 係る相談先 としての取組	・脂質異常症、糖尿病等の慢性疾患関係 ・管理栄養士による栄養関係 ・冷え性 ・禁煙 ・新型コロナワクチン ・日焼けケア ・口腔ケア・オーラルフレイル ・低体温 ・疲労 ・免疫力（食習慣関係） ・妊婦向け栄養 等	
情報発信形式 ・○○講座 ・○○講演 ・○○講話 医療・健康等 に関する知識 を発信する取 組	・腰痛予防や転倒予防 ・認知症の予防や早期発見 ・乳がん検診 ・介護予防サロン（薬剤指導全般） ・ウォーキング ・離乳食の進め方 ・疾患や症状に関すること（腎機能、痛風、減塩、脂肪肝、糖、自律神経失調症、貧血、摂食嚥下障害、腸内環境、花粉症 等） 等	
参加形式 ・○○会 ・○○イベント 医療・健康等 に関する測定・体験等 を提供する取組	・熱中症対策及び経口補水液の試飲会 ・血糖値・AGEs測定 ・血管年齢チェック ・手洗い・手指消毒 ・ココモチェック ・カラダ・バランス チェック ・身体のトレーニング ・握力測定 等	

- 自薬局内外での掲示及びホームページでの案内
- 自治体や薬剤師会での周知 等

イベントチラシ（イメージ）

無料相談健康デー

令和6年4月10日（水）
13:00~17:00

【内容】
・薬剤師によるお薬相談、健康相談
・栄養士による栄養相談etc.

ご家族やお友達と気軽にお越しください
お薬を飲んでいる方はお薬手帳をご持参ください

●● 薬局

〒●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●市●●●●●●●●●●
開局時間 月から土 9時~17時45分
日・祝日休業
電話：●●●●●●●●●●
FAX：●●●●●●●●●● 駐車場あります。

特定の機能を有する薬局の認定

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

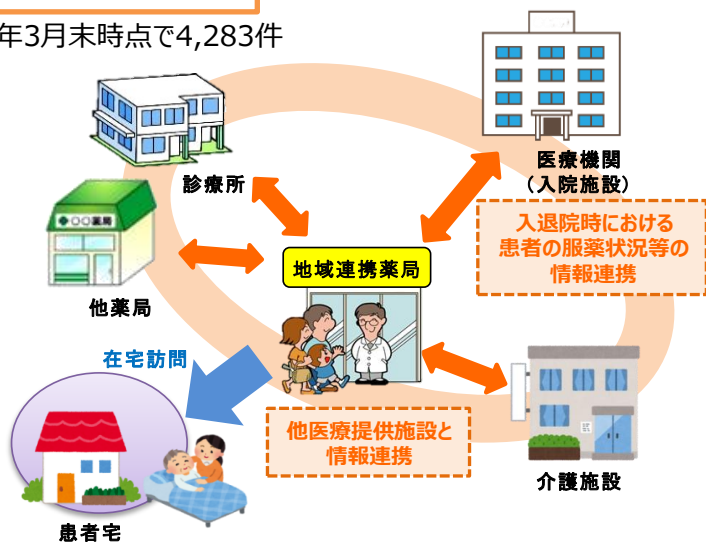
・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局

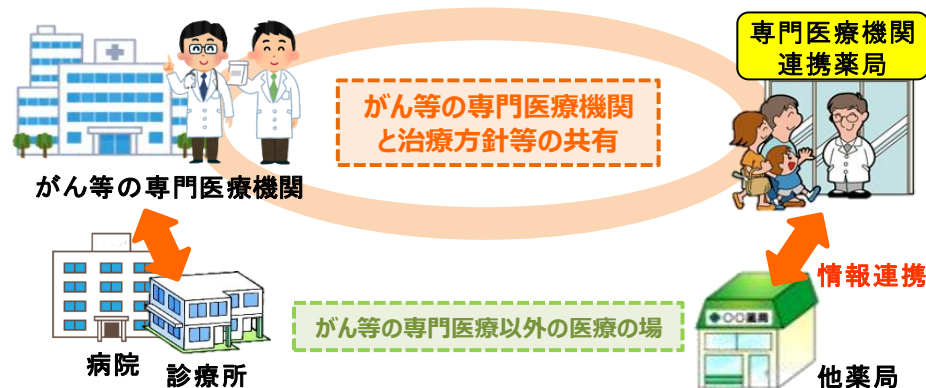
※2024年3月末時点で4,283件



専門医療機関連携薬局

※2024年3月末時点で191件

※傷病の区分ごとに認定
(現在規定している区分は「がん」)



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

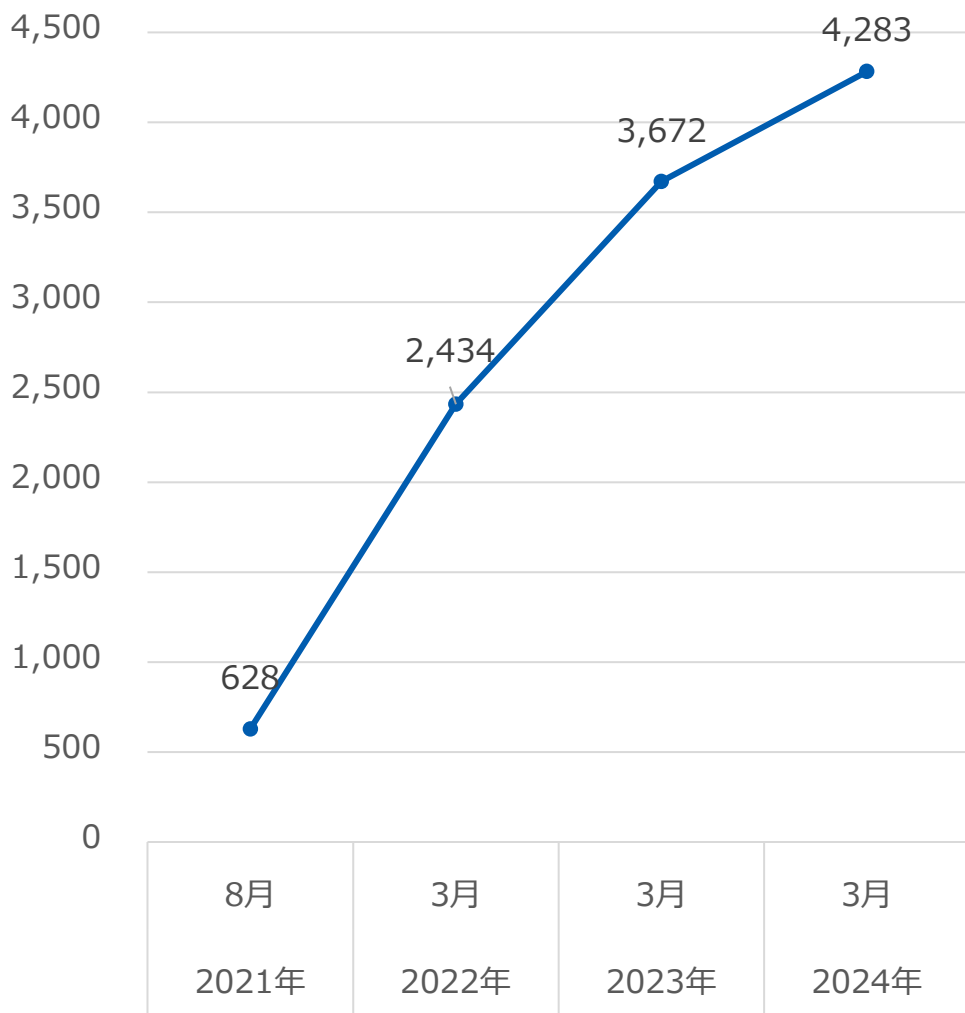
等

〔主な要件〕

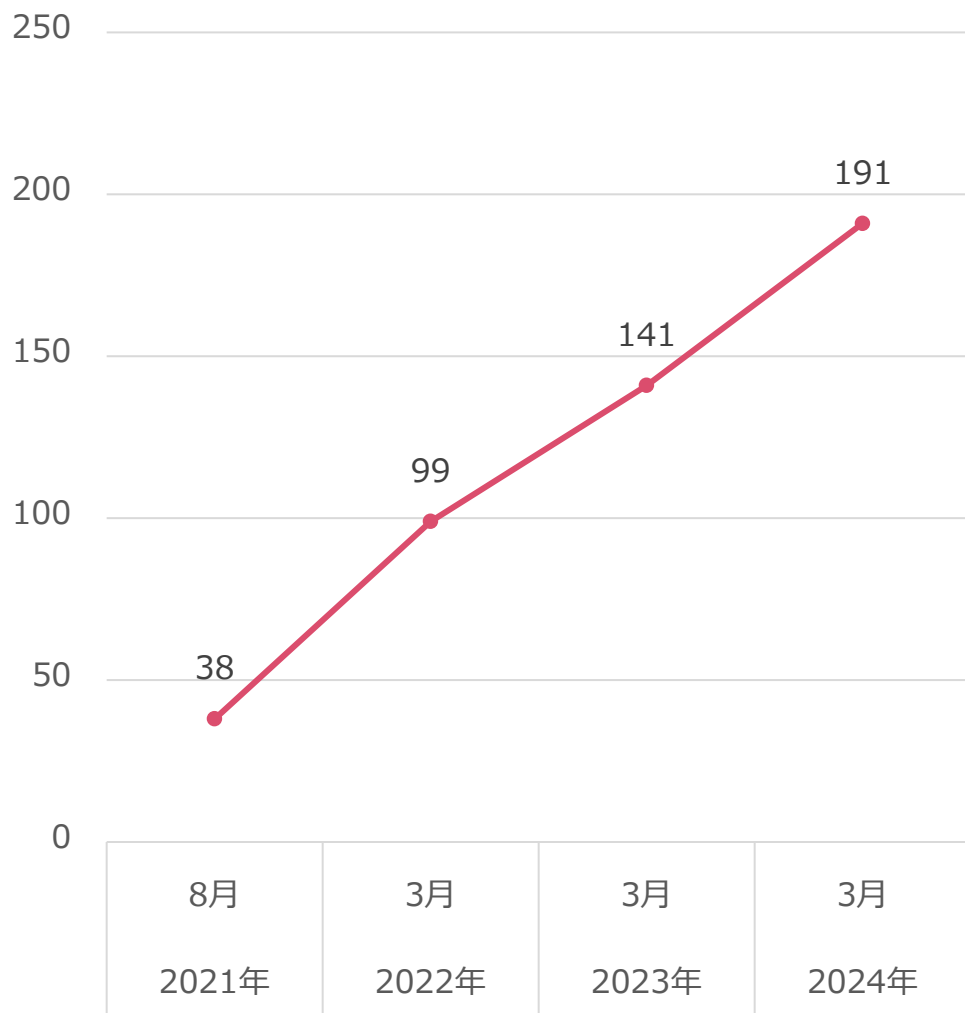
- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
 - ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置
- 等
- ＜専門性の認定を行う団体＞
- 日本医療薬学会（地域薬学ケア専門薬剤師（がん））
 - 日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師）

地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定数の推移（2021年8月～）

■ 地域連携薬局の認定数



■ 専門医療機関連携薬局の認定数



地域連携薬局の基準

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備 （他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。） ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>在宅医療に必要な対応ができる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

専門医療機関連携薬局の基準

① 新法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとすること。

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関の会議への継続的な参加 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（①の傷病の区分に係る患者の半数以上報告・連絡した実績） ○ 地域の他の薬局に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	<p>専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <div data-bbox="126 1003 623 1210" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><専門性の認定を行う団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本医療薬学会（地域薬学ケア 専門薬剤師（がん）） ● 日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師） </div>	<p>①に係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携をいっつつ、適切に実施できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への①の傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ ①の傷病の区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する①の傷病の区分に係る専門的な研修の計画的な実施 ○ 地域の他の薬局に対する①の傷病の区分に関する研修の継続的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する①の傷病の区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

認定薬局の基準の考え方

● 患者が安心して相談しやすい体制

- <地域> 構造設備（プライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）
- <専門> 構造設備（個室等のプライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

● 医療提供施設（医療機関、薬局等）との連携体制（顔の見える関係づくり）

- <地域> 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制（外来、入退院、在宅）、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：月30回以上）
- <専門> 医療機関（がん診療連携拠点病院等）との会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：がん患者の半数以上）

● 在宅医療に対応する体制

- <地域> 在宅訪問の実績（月2回以上）、医療機器・衛生材料の提供

● 地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加（薬局間の連携など）

- <地域> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、薬剤の提供、地域のDI室の役割、特殊な調剤への対応（麻薬、無菌製剤処理）
- <専門> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、抗がん剤等の提供、特殊な調剤への対応（麻薬）、抗がん剤等に係る地域のDI室の役割

● 一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制

- <地域> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、地域包括ケアシステムに関する研修修了薬剤師（常勤薬剤師の半数修了）、計画的な研修受講、医療安全対策
- <専門> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、がんの専門性を有する薬剤師、計画的ながんの専門性に係る研修受講、医療安全対策

在宅医療において薬局に期待される主な役割

① 医薬品・医療機器・衛生材料の提供体制の構築

- ▶ 多数の医薬品の備蓄
- ▶ 患者の状態に応じた調剤（一包化、簡易懸濁法、無菌調剤等）
- ▶ 医療用麻薬の調剤及び管理（廃棄含む）
- ▶ 医療機器・衛生材料の提供

② 薬物療法の提供及び薬物療法に関する情報の多職種での共有・連携

- ▶ 服薬指導・支援、薬剤服用歴管理（薬の飲み合わせの等の確認）
- ▶ 服薬状況と副作用等のモニタリング、残薬の管理
- ▶ 入院時及び退院時の薬物療法に関する情報の共有
- ▶ 在宅医への処方提案

③ 急変時の対応

- ▶ 24時間対応体制

④ ターミナルケアへの関わり

- ▶ 医療用麻薬の調剤及び管理（廃棄含む）

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））（抜粋）

④ 訪問薬剤管理指導

（略）薬局には、医薬品、医療機器等の提供体制の構築や患者の服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、薬物療法に関する情報の共有をはじめとした多職種との連携、夜間・休日を含む急変時の対応等が求められている。薬剤師の関与により、薬物有害事象への対処や服薬状況の改善が見込まれ、在宅医療の質の向上につながることから、薬剤師の果たす役割は大きい。

高度な薬学管理等を充実させ、多様な病態の患者への対応やターミナルケアへの参画等を推進するため、麻薬調剤や無菌製剤処理、小児への訪問薬剤管理指導、24時間対応が可能な薬局の整備が必要である。そのため、地域医療介護総合確保基金等を活用し、医療機関等と連携して行われる研修や、カンファレンス等への参加を通じて、在宅医療に関わる薬剤師の資質向上を図ることが重要である。また、都道府県の薬務主管課と医務主管課が連携し、地方薬事審議会等を活用して、麻薬調剤や無菌製剤処理等の高度な薬学管理が可能な薬局の整備状況や実績について把握・分析を行い、在宅医療に必要な医薬品等の提供体制を構築することが求められている。

自宅療養者等への医療の提供（新興感染症患者への対応）

（「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（医政局地域医療計画課長通知）より抜粋）

- 医療計画の作成に係る指針において、新興感染症患者への対応として、薬局については自宅療養者等への医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）を実施することが求められている。

③ 居宅又は高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対し医療を提供する機能（自宅療養者等への医療の提供）

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応と同様、病院・診療所は、地域医師会等の関係者と連携・協力した体制整備を行い、必要に応じ、**薬局**や訪問看護事業所と連携し、また、各機関間や事業所間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、訪問看護や医薬品対応等を行うこと
 - ・ 自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等へ適切につなぐこと
 - ・ 診療所等と救急医療機関との連携も重要であること
 - ・ 関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、医療の提供を行うことを基本とすること
 - ・ 患者に身近な診療所等が自宅療養者への医療を行う際は、患者の容態の変化等の場合に迅速に医療につなげるためにも、あわせてできる限り健康観察の協力を行うこと
 - ・ 高齢者施設・障害者施設等の入所者が施設内で療養する際、必要な場合に医師や看護師による往診・派遣等の医療を確保できる体制とすることは重要であり、医療従事者の施設への往診・派遣等の必要な対応を行うこと
 - ・ **薬局については、必要な体制（※）整備を行い、都道府県知事からの要請を受けて、発熱等患者の医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）を行うこと**
- （※）患者の求めに応じて情報通信機器を用いた服薬指導の実施が可能であること、薬剤の配送等の対応を行っていること、夜間・休日、時間外の対応（輪番制による対応を含む。）を行っていること**

（参考）令和6年度診療報酬改定において、改正感染症法の第二種協定指定医療機関の指定要件を踏まえ、「連携強化加算」の要件及び評価の見直しが行われ、都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けていること、感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年1回以上実施していること等を要件とするとともに、地域支援体制加算の届出にかかる要件は求められないこととなった。

地域における薬剤師の役割

(「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ とりまとめ」より抜粋)

4. 地域における薬剤師の役割

- 地域包括ケアシステムの更なる進展が求められる中、薬局薬剤師は、①地域の他の薬局や医療機関等と連携しながら、薬学的専門性を活かした対人業務を充実させるとともに、②健康相談、要指導・一般用医薬品等の適正な販売をはじめとしたセルフケア、セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務に積極的に取り組む必要がある。
- かかりつけ薬剤師・薬局の持つべき機能の1つとして、服薬情報の一元的・継続的把握があるが、ICTの進展により、かかりつけ薬剤師・薬局以外においても、薬剤情報の閲覧が容易になる。このような状況においても、かかりつけ薬剤師・薬局に求められる機能や役割は重要である。
- 個々の薬局には、こうしたかかりつけ機能（服薬情報の一元的・継続的把握、24時間対応・在宅対応、医療機関との連携）を有していることが最低限必要であるが、地域に求められる薬剤師サービスはより多岐にわたり、全ての機能を単独の薬局が十分に有することは容易ではなく、地域全体で必要な薬剤師サービスを提供していくという視点も必要である。このため、地域の薬局が必要に応じ連携する仕組みを構築する必要がある。